

平成 28 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年9月2日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月2日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	奥 田 信 宏	12 番	吉 田 正 昭
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

<p>地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名</p>	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	岡村 智彦	ふ る さ と 振 興 課 長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 安 全 課 長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司		
	民 生 部	部 長	橋本 浩之	次 長 兼 環 境 課 長	江場 満
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	伊藤 光彦	子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝
		健康推進 課 長	小島 昌己	保 険 医 療 課 長	寺本 章人
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
		ま ち づ く 推 進 課 長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	佐藤 正浩		
	上下水道部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満	下 水 道 課 長	加藤 満政
	消防本部	消 防 長	奥村 光司	次 長 兼 消 防 署 長	佐藤 安英
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	黒川 静一
		生 涯 学 習 課 長	伊藤 保光		
委員長及び 委員	監査委員	平野 正雄			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)			
	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第5 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 議席の変更
- 日程第7 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第8 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第9 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第6号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第46号 表彰について
- 日程第15 議案第47号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第48号 関西本線蟹江駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について
- 日程第17 議案第49号 津島市と蟹江町との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第18 議案第50号 平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第51号 平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第52号 平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第53号 平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第54号 平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第55号 平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第56号 平成28年度蟹江町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 認定第1号 平成27年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第2号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第3号 平成27年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第4号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 日程第29 認定第5号 平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第6号 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第7号 平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第8号 平成27年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 追加日程第33 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第34 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第35 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第36 同意第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第37 同意第6号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成28年第3回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に選任第1号、議会運営委員会報告書、議事日程が配布されております。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る8月29日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る8月29日月曜日午前9時から開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

まず、1番目、会期の決定についてであります。

本定例会の会期は、本日9月2日金曜日から9月23日金曜日までの22日間といたします。

2番目、議事日程について。

本日初日でございます。議案上程、付託・精読の後、5件の人事案件を審議・採決し、その後、全員協議会、続いて議員総会を開催いたします。

5日月曜日でございますが、2日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

6日火曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしましては、議案第46号と議案第47号の審査をお願いいたします。その後、所管事務調査を行います。午後1時30分からは防災建設常任委員会の所管事務調査を行いまして、理事者からの説明を受けた後、町のマイクロバスでJR蟹江駅南側、消防署、近鉄蟹江駅前ロータリーの視察を行います。

12日月曜日は一般質問を行います。一般質問が終わりましたら、議会広報編集委員会、議会運営委員会の順で行います。

13日火曜日は、12日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

16日金曜日は決算審査を行います。

20日火曜日は、16日に終了できなかった場合に引き続き行います。

23日金曜日は最終日でございます。委員長報告の後、議案審議、採決となっております。

本会議終了後、議員総会を開催をいたします。

以上が9月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3番目、人事案件についてでございます。

(1) 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」から(5) 同意第6号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの5案件につきましては、本日追加日程により審議・採決をいたします。

4番目、総務民生常任委員会所管事務調査及び所管事務調査中間報告についてでございます。

6日火曜日の付託事件審査終了後に、①9月議会における所管事務調査中間報告についてと②議会報告会における報告内容についての打ち合わせを行います。また、23日最終日に委員長から所管事務調査中間報告を行いますので、よろしくお願いをいたします。

5番目、防災建設常任委員会所管事務調査についてであります。

6日火曜日午後1時30分から、協議会室にて空家等実態調査の進捗状況について理事者から説明を受けた後、防災建設常任委員と参加を希望される総務民生常任委員の方でJR蟹江駅南側、消防署、近鉄蟹江駅前ロータリーの視察調査を行います。なお、参加を希望される総務民生常任委員の方は、本日中に議会事務局まで報告をお願いをいたします。

6番目、決算審査についてでございます。

審査の方法は、先例により行います。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたします。

(2) 歳出の質疑につきましては、款ごとに1人3回までといたします。

(3) 特別会計・水道事業会計の質疑につきましては、会計ごとに1人3回までといたします。

7番目、会派の解散及び新会派の結成についてであります。

平成28年7月31日をもって、会派未来フォーラムが解散をいたしました。平成28年8月1日付で、飯田雅広君より民進党の会派届が提出されましたので、議長から諸般の報告を行います。

8番目、議会運営委員会委員の辞任及び選任についてでございます。

平成28年8月29日付で、私、黒川から辞任願を提出をいたしました。辞任につきまして議会の許可をいただきたいと思います。辞任許可後、議長の指名により委員を選任をいたします。

9番目、蟹江町議会運営委員会規程の一部改正についてでございます。

会派解散及び新会派結成に伴い、議会運営委員会委員の構成を見直したことにより、規程の一部を改正することになったものでございます。内容は、第4条第2項中、「選出する」の次に「ことができる」を加えたものでございます。施行日は公布の日からとなっております。

す。

10番目、議席の変更についてです。

別添、議席配置図のとおり変更いたしますので、お目通しを願います。

11番目、議会運営委員会委員の指名についてであります。

議会運営委員会委員の辞任・選任、議席の変更後、暫時休憩をいたしまして議会運営委員会を開催し、委員長の互選を行います。再開後、議長から委員長を指名いたします。

12番目、行政報告についてでございます。

(1) 須成祭の実施状況の報告について。

(2) 津波・高潮・洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定について。

以上の2件につきましては、本日冒頭に副町長より報告を行いますので、お願いをいたします。

13番目、意見書等についてであります。

6月定例会以降に提出をされました(1)から(4)までの意見書の取り扱いにつきましては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議いたしますので、お目通しを願います。

14番目、その他です。

(1) 議会報告会についてでございます。

本日、全員協議会終了後に議員総会を開催し、議会報告会の報告内容につきまして協議をいたします。

(2) 議会ICT推進部会の報告についてでございます。

23日最終日、本会議終了後に議員総会を開催し、議会ICT推進部会の調査内容につきまして報告を行います。

(3) 海部郡町村議会議員研修会及び懇談会についてでございます。

12月22日木曜日、午後4時から、湯元館におきまして研修会を行い、午後5時30分から懇談会を行いますので、よろしくをお願いいたします。

以上、報告といたします。よろしくをお願いいたします。

(8番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

ここで、副町長より行政報告の申し出がありましたので、許可をいたします。

副町長。

○副町長 河瀬広幸君

お時間をいただきましたので、ただいまから行政報告を行わせていただきます。

今回ご報告する案件は2件ございまして、まず1点目は、8月に実施されました須成祭の関係でございます。もう1点は、近々に災害協定を結びました協定の案件、2件についてご報告を申し上げたいと思っています。

まず、須成祭についてでございますが、先月の8月6日土曜日、7日日曜日に開催されました須成祭についてのご報告をいたします。

この須成祭は、ご存じのように平成24年度に国の重要無形民俗文化財に登録されたことを契機に、ことしの11月には世界文化遺産登録、ユネスコの登録に向け、町と議会、地元須成区文化財保護委員会、鼓笛保存会の皆様方と連携し、取り組んでいるところでございます。特に、今年度は11月にユネスコへの登録が予定されていることもあって、当初予算には祭の対策費など関連予算をお認めいただき、進めておるところでございます。

昨年の秋より、須成祭の運営について、地元の須成区、敬神会、保存会の皆さんと一緒に、蟹江町としてどういった支援・協力ができるかといったことを、地元議員の協力もいただきながら協議を重ねてまいりました。結果、本年度は、まず、民間警備員を随所に配置するとともに、祭会場への案内看板を設置し、堤防上を一方通行にして歩行者の動線を確保するなど、雑踏の緩和をまず図らせていただきました。また、仮設トイレの増設、夜間照明の充実、そして、近鉄蟹江駅、JR蟹江駅、この公共交通機関と祭会場を直接結ぶバスの運行、そして駐車場の確保等々、来場者の利便性を高めることに重点を置き、対応いたしました。

結果、ことしの祭2日間としましては、全体の来客数は前年度と比較して1,000人ほど増加しております。ちなみに、平成27年度は3,500人、平成28年度は4,500人として公表しております。ことしにユネスコ登録がされれば、さらに来客数の増加が見込まれます。町といたしましても、ことし実施した内容の反省点、課題を踏まえまして、来年はより一層の支援・協力をしてまいりたいと考えていますので、議員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ユネスコ無形文化遺産登録の可否につきましては、ことしの11月28日から12月2日、エチオピアのアディスアベバにて行われる会議で審議・決定が行われる予定になっておりますので、詳細が判明次第、議員の皆様方にもご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、2件目でございます。

先般、8月28日に総合防災訓練をやらせていただきまして、それぞれ新しい試みとして、避難所設営訓練等もされておりました。議員の皆様方には、全員出席の上、ご協力いただいたことを厚く御礼を申し上げたいと思っています。

そんな状況の中に、今回応援協定を結んだわけではありますが、この応援協定は、既に皆様ご存じのように、災害が発生した場合、まず第1番に住民の命を守ること、そして、いかに早く復旧し、住民の暮らしを取り戻すことを念頭に置いて、さまざまな相手方と現在協定を

結んでいるところでございます。本日報告する災害時の応援協定は2件でございます。

1件目は、8月24日にクロネコヤマトの宅急便でおなじみのヤマト運輸株式会社名古屋主管支店と、題名は災害時における緊急物資輸送等に関する協定を締結いたしました。内容につきましては、緊急時の救援物資などの受け入れと仕分け、そして配分であります。4月に発生した熊本地震、東日本大震災等の過去の災害でも、運搬車両及び人手不足のため緊急物資が滞り、物資の物流と配分が喫緊の課題となっておる状況にあります。この協定締結によりまして、緊急時の物資の受け入れ、仕分け、管理及び避難所への配布等が迅速に対応できるというふうに理解をしております。

2つ目は、8月29日、これは東名阪自動車道を管理運営する中日本高速道路、NEXCO中日本でございますが、この名古屋支社の桑名保全サービスセンターと、題名が津波・高潮・洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する相互応援協定を締結いたしました。協定の内容は、緊急時に高速道路ののり面に一時避難ができる場所を確保することを目的とした協定であります。

現在、町では、南海トラフ地震や、近年各地で多発している集中豪雨などの浸水対策として、住民の命を守ることを最優先とするために、緊急時に高い場所へ避難できるよう進めてまいりました。希望の丘の整備を初め、公共施設へ入るための防災ボックスの整備、民間施設への避難協定など、順次進めているところであります。今回の協定で高い場所にある高速道路ののり面に避難できることは、付近住民にとっても大変有効な手段となり得ると考えておるところであります。協定締結後は、高速道路避難施設の整備に向けまして、中日本高速道路と具体的に整備の調整を進めるとともに、引き続き民間施設への避難協定を促進してまいります。

今後も安心・安全なまちづくり、各種防災体制の整備・強化を図ってまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 高阪康彦君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番松本正美君、2番板倉浩幸君を指名いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 「諸般の報告」を行います。

最初に、会派の解散についてであります。未来フォーラム代表、黒川勝好君から、去る8月1日付で、7月31日をもって会派を解散する旨の届け出がありましたので、受理いたしま

した。

また、同日付で飯田雅広君から新たに会派届が提出され、受理いたしました。会派名は民進党であります。

なお、8月29日付で黒川勝好君から議会運営委員の辞任願が提出されましたので、ご報告いたします。この議会運営委員の辞任の取り扱いについては、委員会条例第12条第2項の規定により、議会の許可を得ることになっておりますので、申し添えます。

○議長 高阪康彦君

日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月23日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は22日間と決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第4 「議会運営委員会委員の辞任について」を議題といたします。

黒川勝好君から、会派未来フォーラムの解散により、議会運営委員会委員を辞任したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、黒川勝好君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第5 選任第1号「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○議会事務局長 金山昭司君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名をいたします。議会運営委員会委員には、飯田雅広君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認めます。したがって、飯田雅広君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第6 「議席の変更」を行います。

新会派の結成に伴い、会議規則第4条第3項及び同条第4項の規定により、議席の一部を変更いたします。

7番飯田雅広君の議席を3番に、3番石原裕介君の議席を4番に、4番水野智見君の議席を5番に、5番戸谷裕治君の議席を6番に、6番伊藤俊一君の議席を7番に、それぞれ変更いたします。変更した議席は、議会運営委員会報告書に添付してある議席図のとおりです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、変更することに決定いたしました。

ここで本会議を一旦休憩し、議席の変更に伴い席の移動が必要な方は直ちに指定の議席に着席願ひ、また、議会運営委員会委員長を互選していただくために議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

念のため申し上げますが、委員長の互選は、委員長条例第11条第1項の規定によって、その職務は副委員長が行うことになっております。委員長が決まりましたら、議長へ報告してください。

議会運営副委員長 安藤洋一君、お願いいたします。

○議会運営副委員長 安藤洋一君

議運の招集発言をした。

○議長 高阪康彦君

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前9時22分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前9時39分)

○議長 高阪康彦君

ただいま議会運営委員会の委員長が互選されましたので、報告します。

副委員長の安藤洋一君の辞任許可が委員会で認められ、委員長に安藤洋一君、副委員長に奥田信宏君に決定いたしました。

以上、報告をいたします。

なお、変更後の委員会等委員名簿は、後ほど配付いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第7 「蟹江町議会議員派遣について（報告）」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条のただし書きの規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもってご報告にかえます。

○議長 高阪康彦君

日程第8 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

配付文書のとおり、平成28年10月24日、名古屋市で開催の第68回愛知県町村議会議長会定期総会に佐藤副議長を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、配付文書のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、伊藤純一さんにつきまして、私からも推薦の弁を述べさせていただきたいと思っております。

伊藤さんにおかれましては、皆さんも多分ご存じだと思いますが、人柄も大変よい方で、礼儀正しく思慮深い方でありまして、特に、教育・文化に関して深い関心をお持ちの方であります。これは履歴もしっかり皆さんご理解いただいていると思っております。

平成24年10月の就任以来、学校教育においては、児童・生徒の教育に大変力を入れております。特に、文化・スポーツの振興にお力をいただいておりますのでございます。地域の人々からも教育委員としてふさわしい方だと評されておりますので、適任者だと考えてございます。議員の皆さんのご同意を何とぞ賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第2号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、私からも森田さんにつきまして推薦の弁を述べさせていただきたいと思います。  
今、履歴等をご紹介をさせていただきましたが、人柄は大変明朗快活でありまして、何事に対しても積極的に取り組まれる方であります。特に、教育、学術について深い関心をお持ちの方でもございます。24年10月の就任以来、学校教育におかれましては、保護者枠という形から推薦をされておりまして、特に、健やかな生徒・児童の育成に力を入れておみえでございませう。地域の信望は大変厚く、教育委員としてふさわしい方だと。若い方ではございませうけれども、適任者だと思っております。議員の皆さんのご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第3号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、議長にお許しをいただきましたので、私からも選任に係る理由を述べさせていただきます。

この関山和宏さんにつきましては、今ご紹介をさせていただきましたが、平成12年より固定資産評価審査委員を務めていただいております。ご職業が税理士ということでございませう。

すので、現在、本当に幅広く活躍をしておみえになる方であります。これまでの審査の内容等々、お申し出につきましても、大変大きな知識を十分に生かしていただいて審査をいただいております。引き続き審査会委員会の委員長としての確に対応していただいて、固定資産の審査をお願いすることに適任であるというふうに考えてございますので、ぜひともよろしくをお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、お二人目になりますけれども、岩田肇様につきまして、推薦の理由を述べさせていただきます。

ご案内のとおり、平成22年から審査業務に大変お力添えをいただいております。また、不動産鑑定士の資格をお持ちでございますので、専門的な見地からいろいろ検証していただきながら、あわせて的確なアドバイスをいただいております。こうしたことから、固定資産評価の審査をお願いすることは適任であるというふうに考えてございますので、ぜひともご同意のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第5号は精読にしたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 同意第6号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、3人目の江村滋子様につきまして、私からも推薦の弁を述べさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、平成25年から委員をお願いをいたしております。ここに職歴としてなしと書いてございますが、元教職員をなさる方で、大変お人柄もしっかりしておりますし、何事にも真面目に対応していただいております。特に、女性活躍の場所推進の観点からも、引き続き固定資産評価の審査をお願いすることとさせていただきたいと思います。大変適任であると考えてございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第6号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第46号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 議案第47号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第16 議案第48号「関西本線蟹江駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○産業建設部長 志治正弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は精読にしたいと思ひます。これにご異議あり

ませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第17 議案第49号「津島市と蟹江町との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○政策推進室長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

今、提案説明がありましたが、もう少し詳しく伺いたいと思います。

今まで、生活相談事業自体、現在も海部県民センター、また海部地区の各自治体で行っていると思います。このことで、海部地域全体が一体で取り組むことによって、今見ると相談センターということなのですが、それに至ってどう変わっていくのか、また、どんなメリットが出てくるのかお聞かせください。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

板倉議員のご質問にご回答させていただきます。

メリットでございますが、市町村が単独で消費生活センターを設置すれば、相談員及び担当職員の人件費、センターで必要となる事務機器等の運営経費の予算措置が必要となるが、1カ所に集約することで経費の削減が可能となる。また、海部地域の住民が、消費生活相談など、同一水準のサービスの提供を受けられることとございます。よろしく願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

ちょっとわかりづらいんですけど、後で。

○町長 横江淳一君

実は、海部地域消費生活センター、これはずっと県民センターで県が主導でやっておみえになりまして、当然相談員をおいて、県が主導というものの、町はふるさと振興課を通じて、蟹江町は蟹江町でやっておったわけでありまして、早い話が、県のほうがそれを市町村におろしてきたということでありまして、それぞれでやっていただけないかということの申し出があったという理解をしていただけるとわかりやすいと思います。

今担当課長が言いましたのは、それぞれ同じようなことを海部郡の7市町村でやるのは非常に効率が悪いんじゃないかと。やはり、これまでどおり県民センターの場所がありますの

で、あそこへ来ていただいて、そのかわり、負担金については応分の、人口割とか、いろいろな経費割をしていけばいいのではないかという考え方の中で、海部4市2町1村が話し合いをいたしまして、コアである津島市を中心として、このセンターの組織を再編をしたいということでありまして、津島市と蟹江町、津島市と飛島、津島市がキーステーションになってこの条例を発足させるという、そういう考え方をしていただけるとありがたいと思います。

今まで以上に細かいところができるかどうかは新しい組織になってみないとわかりませんが、少なくとも、ランニングコスト云々ということではなくて、消費生活センターに寄せられる問題というのは本当に多岐にわたっておりますので、やはり、いろいろな情報を一つに集めるということは、津島市で起きたことも、イコール、蟹江町で起きることも十分あるでしょうし、蟹江町で起きることはほかの市町村にも起きることでもありますので、そこで情報の共有を図りながら、しっかりと個人情報を守りながらやっていけるのは、一つに集中したほうがいいんじゃないかという結論で、こういう状況になったということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 議案第50号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 議案第51号「平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分より再開をいたします。

（午前10時33分）

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

○議長 高阪康彦君

日程第20 議案第52号「平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第21 議案第53号「平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第22 議案第54号「平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第23 議案第55号「平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第24 議案第56号「平成28年度蟹江町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第56号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第25 認定第1号「平成27年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」ないし日程第32 認定第8号「平成27年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者兼会計管理室長 佐藤正浩君

提案説明した。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

ここで、少し早いですが、暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

(午前11時45分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時00分)

○議長 高阪康彦君

ここで、平野代表監査委員より審査意見を求めます。平野代表監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 平野正雄君

蟹江町代表監査委員の平野正雄でございます。3期目に入りました。日ごろ、議員の先生方、町職員の皆様にはいろいろお世話になっております。この場をお借りしまして御礼の言葉を申し上げます。

私は、町の代表の監査委員として、この1年間、蟹江町の監査を誠実に、公正にやってきました。今後も蟹江町、蟹江町民の皆様のために全力をもって務めてまいります。ご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料のうち、平成27年度蟹江町決算審査意見書に従いまして審査意見を述べてまいります。

なお、本意見書の数値は、2ページ目次下の注にございますように、切り捨てを基本に記載されておりますので、決算と各関係書類とは合致しない部分がありますことをご承知おきください。

それでは、決算書の3ページをお願いいたします。

平成27年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

#### 第1 審査の対象

- 1 平成27年度蟹江町一般会計歳入歳出決算
- 2 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 平成27年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 4 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算
- 5 平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算
- 6 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 7 平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成27年度蟹江町土地開発基金運用状況

#### 第2 審査の期間

平成28年7月5日から平成28年7月21日まで

#### 第3 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検

査等を活用して、計数の正否及び予算の執行状況等について審査した。

なお、内容の審査に当たっては、必要に応じ所属職員の説明を求め、審査の参考にした。

#### 第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調整されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められた。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められた。

4ページに移ります。

#### 第5 審査の概要

##### 1 総括

各会計間における一般会計及び特別会計予算総額は、192億8,296万4,000円（前年度比6.1%増）となり、これに対し決算額は、歳入総額194億7,149万1,000円、歳出総額184億4,900万7,000円、歳入歳出差引額10億2,248万3,000円、翌年度繰越財源充当額4,494万4,000円、実質収支額9億7,753万9,000円である。

一般会計につきましては、下のほうにございます。

##### 2 一般会計

歳入歳出決算額は、歳入総額105億1,008万8,000円（予算額に対する収入率99.8%）、歳出総額100億7,672万4,000円（予算額に対する執行率95.7%）、歳入歳出差引額4億3,336万4,000円、翌年度繰越財源充当額4,494万4,000円、実質収支額3億8,842万円である。歳入歳出の決算状況は以下のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

特別会計につきましては、16ページにあります。

##### 3 特別会計

特別会計は、国民健康保険事業特別会計を初め6会計である。これら特別会計における歳入歳出決算額は、予算現額87億5,638万5,000円、歳入総額89億6,140万3,000円、歳出総額83億7,228万3,000円、歳入歳出差引額5億8,912万円、翌年度繰越財源充当額ゼロ円、実質収支額5億8,912万円である。各事業会計別の決算状況は次のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、19ページをお願いいたします。

19ページの下のほうにございます 4 財産に関する調書

財産に関する調書は、公有財産、物品、債権、基金を照合調査し、平成27年度中における増減及び平成27年度末現在の計数を確認を行った結果は、適正に処理されているものと認められた。

続きまして、20ページをお願いします。

## 5 基金運用状況

土地開発基金、当基金の運用状況を示す書類を検査した結果、設置された目的に沿って運用されており、適正に処理されているものと認められた。基金の額は、平成26年度末現在が7億6,905万円であり、このうち3億6,425万8,000円を土地取得特別会計へ貸し付けて運用されている。残りの4億483万7,000円は預金により保管され、この預金による利子4万6,000円が新たに基金に追加して積み立てられ、基金の平成27年度末現在高は7億6,909万6,000円となった。

次に、むすびとしまして、23ページをお願いいたします。

### むすび

平成27年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況をあらわす書類について審査した結果、事務事業等はいずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適正であると認められた。

平成27年度一般会計と特別会計の決算総額は、歳入194億7,149万1,000円、歳出184億4,900万7,000円で、前年度に比べ、歳入が10億3,396万8,000円（5.6%）、歳出が9億6,043万7,000円（5.4%）、それぞれ減少している。

また、歳入歳出差引額は10億2,248万3,000円となり、そのうち行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は3億8,842万円の黒字である。

財政状況を示す指標を見ると、財政力指数は0.90で、前年度に比べ0.1ポイント上がり、経常収支比率82.8%、公債費比率4.7%など、健全財政を堅持しているものと認められる。

本年、歳入の補正予算額、土木費寄附金として2億7,334万2,000円の計上があるが、これは、蟹江今駅北特定土地区画整理組合からの寄附金であり、蟹江町基金会計の公共施設整備基金として計上され、将来の公共施設整備資金としての財源となった。

主要な財源である町税等の収入未済額は、別表22ページのとおりである。町税の収入未済額は1億3,474万円、徴収率97.4%で、前年度に比べ2,711万7,000円の減少、国民健康保険税は2億457万2,000円、徴収率80.8%で、前年度に比べて5,089万3,000円減少している。

悪質な滞納者に対しては、より専門的な滞納整理が行われ、徴収の困難な案件が少しずつ改善されている。また、滞納になる前に繰り返し電話催告等を行ったことが未納額の減少になった要因であると思われる。今後とも、税の公平性を保つために、滞納整理を実施されることを望むものである。

歳出については、主要施策成果の総括にあるように、主要事業として、高齢者福祉入浴助成事業、水槽付ポンプ車整備事業、そして、プレミアム付商品券発行支援事業等を遂行し、効率的な財政運営に努められている。各施設の老朽化に対しても、前年と同様に計画的に施設改修が実施されているが、引き続き、各施設の点検をお願いしたい。

さて、平成26年11月28日、まち・ひと・しごと創生法が成立し、市町村による総合戦略の

策定が努力義務として規定されており、当町においても、愛知県蟹江町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略が大変な作業の上、策定された。総合戦略には7つの基本目標が示されており、さまざまな面で当町の魅力を向上させるとともに、蟹江町に住みたい、蟹江町で仕事・事業をしたいと選んでもらえる地域づくりが必要となる。当町においては、平成23年から平成32年までを期間とする第4次蟹江町総合計画が示されているが、創生総合戦略の基本理念や将来像が盛り込まれた具体的な施策を進めていただきたい。

また、職員管理については、各所属長が業務内容を的確に把握し、休暇等の取得推進に向け配慮すべきである。管理職の退職者が多いため、今後の事務に支障を来すことのないよう、適正で計画的な人事配置が必要であると思われる。

最後に、今後の行政運営に当たり、合理的でよりよい行政サービスの充実に努められることを切望する。

引き続きまして、平成27年度蟹江町水道事業の審査結果を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

平成27年度蟹江町水道事業決算審査意見

第1 審査の期日

平成28年6月28日

第2 審査のために提出された関係書類

1 決算書類

決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表

2 附属明細書

キャッシュフロー計算書、収益的収入及び支出明細書、資本的収入及び支出明細書、資本的収支と補填財源明細書、企業債明細書、固定資産税明細書

3 決算附属書類

事業報告書

第3 審査の方法

審査に当たっては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているかに着眼し審査した。

また、決算関係書類と関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求め審査した。

第4 審査の結果

審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確である。

また、経営成績及び財政状況についても適正に表示されているものと認められる。

なお、次のとおり、一部に留意、または改善する事項が認められた。  
次ページでございます。

## 第5 留意事項

### 1 地方公営企業会計基準の見直し

#### (1) 新会計基準の適用

平成26年度より改定後の地方公営企業会計基準を適用し、財務諸表等を作成している。

#### (2) 見直しに当たっての基本的な考え方

ア 現行の民間企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする。

イ 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと。

ウ 地方分権改革に沿ったものとする。

#### (3) 主な見直し内容

##### ア 借入資本金の負債計上

借入資本金制度が廃止され、建設または改良費等に充てられた企業債等は資本から負債に計上することとされた。

##### イ みなし償却制度の廃止、長期前受金の計上

補助金等により取得した固定資産、償却資産についてみなし償却制度が廃止され、償却資産の取得等に伴い交付される補助金は、長期前受金として繰延収益に計上し、整理することとされた。

##### ウ 引当金の計上

退職給付引当金の計上が義務化されたほか、賞与引当金や貸倒引当金などについても要件を満たすものは引当金計上することとされた。

##### エ 固定資産の減損会計の導入

固定資産の帳簿価格が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合、認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価格とすることとされた。

以下、審査概要につきましては、29ページから38ページまではお目通しをお願いいたします。

39ページへ移ります。

現金預金のあり高を見るため39、40ページにキャッシュフローの状況計算書がありますので、ここもお目通しをお願いいたします。

次に、むすびとして、41ページをお願いいたします。

## むすび

以上、平成27年度の水道事業決算について審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では、配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽化施設工事が施工され、安全な水道水の安定供給が図られている。

経営成績においては、収益的収支では、水道事業収益（税込）7億4,441万3,000円で、前年度に比べ581万8,000円（0.7%）の増収に対し、水道事業費用（税込）6億4,265万2,000円で、前年度と比較すると650万4,000円（1%）の増となり、経常収支としては1億176万1,000円（税込）純利益となった。

なお、水道料金は6億9,562万7,000円（税込）で、前年度と比べると59万円（0.0%）の増となった。

次に、資本的収支では1億5,432万8,000円の不足となり、不足額を前年度資本的収支不足額1億2,821万2,000円と比較すると2,611万6,000円（20.3%）増加している。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金1億4,654万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額778万3,000円をもって補填されている。

有収率については94.3%で、前年度と比較すると1.2%の減となった。漏水調査及び計画的な老朽管の布設がえを行い、給配水施設等の整備、充実を積極的に図られ、高水準を維持するよう望むものである。

次に、水道料金の収納率は84.3%で、前年度より12.9%減少となった。これは、平成27年度から入金日が25日締めから月末締めに変更されていることから、決算時において未収入金額が増加しているものであり、通年で見れば前年程度の収納率となる。引き続き公平性を確保するとともに、未納者に対してはきめ細かな対策や、コンビニ収納、電話催告など、未納者をふやさないよう早期の収納に努められ、さらなる収納率の向上に最善を尽くされたい。

最後に、水道事業の効率的運営と経費節減など、企業努力により経営の安定化をより一層図り、町民の期待に応えられるよう切望する。

以上で平成27年度水道事業決算審査の意見といたします。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項及び22条1項の規定に基づき、審査に付された平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりになりました。

44ページをお願いいたします。

平成27年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

### 1 健全化判断比率

- (1) 平成27年度実質赤字比率
- (2) 平成27年度連結実質赤字比率
- (3) 平成27年度実質公債費比率
- (4) 平成27年度将来負担比率

### 2 資金不足比率

- (1) 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計資金不足比率

## (2) 平成27年度蟹江町水道事業資金不足比率

### 第2 審査の期日

平成28年7月22日

### 第3 審査の方法

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これら書類が平成27年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、提出された資料と照合するとともに、あわせて関係職員から説明を聴取した上で審査を実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況を的確に表示しているものと認めた。

45ページ。

#### 財政健全化審査意見

##### 1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

27年度の基準は、早期健全化基準14.07%、財政再生基準は20%。

蟹江町でございますが、下のほうのエの判断、一般会計等の実質収支額は3億8,918万1,000円の黒字であるので、イの指標のとおり、実質赤字比率は計上されません。

(2) 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率）

27年の基準は、早期健全化基準19.07%、財政再生基準30%。

蟹江町でございますが、エの判断で連結実質赤字額は20億1,523万9,000円の黒字であるので、イの指標のとおり連結実質赤字比率は計上されません。

(3) 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

27年の基準は、早期健全化基準25%、財政再生基準35%。

蟹江町でございますが、エの判断、実質公債費比率はイの指標のとおり5.7%で、早期健全化基準の25%を下回っており、健全な状況にあります。

47ページに移ります。

(4) 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

27年の基準は、早期健全化基準350%。

蟹江町でございますが、エの判断、将来負担比率はイの指標のとおり12.0%で、早期健全化基準の350%を大幅に下回っており、健全な状況にあります。

## 2 意見

本町の一般会計等における財政健全化判断比率は前記のとおりで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれの項目においても早期健全化基準に触れることなく良好な状況にあると認めた。

続きまして、48ページをお願いします。

### 経営健全化審査意見

#### 1 資金不足比率（公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率）

27年度の基準は、経営健全化基準20%。

蟹江町でございますが、（4）の判断でございます。本町における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は前記のとおりであり、これらの事業会計における資金不足額はないので、資金不足比率は、（2）の指標のとおり、公共下水道事業、水道事業ともに、いずれも計上されないこととなります。

## 2 意見

本町の公営企業における経営の現況は、いずれの会計においても流動資産が流動負債を上回っており、良好な状況にあると認めた。

以上をもちまして、審査意見の説明でございます。ありがとうございました。

（代表監査委員降壇）

### ○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号ないし認定第8号は、来る9月16日、20日の両日にかけて審査をお願いすることにし、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号ないし認定第8号は、来る9月16日、20日の両日に審査することに決定されました。

ここで、平野代表監査委員から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

（代表監査委員退席）

### ○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会

委員の選任について」、同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、同意第6号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の5案件をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、5案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第33 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第34 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第35 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第36 同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第5号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第37 同意第6号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第6号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後1時34分)